

青少年文化活動振興事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、青少年の文化活動の普及とその発展を図り、併せて地域住民の競技力向上を図るため、活動実施団体に対し、予算の範囲内において青少年文化活動振興事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、青少年文化活動を行う団体等であって、市内に拠点をもつ団体又は市内に住所を有し生活の拠点がある個人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、県外において開催される東北大会以上の大会への参加とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 別表1に定める事業

(2) 市長が特に必要と認める事業

(補助の回数)

第4条 補助金の交付は、同一規模の大会に対し、当該年度内1回までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、旅費、宿泊費その他大会参加に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は別表2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別に必要と認める場合は別に定めるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、青少年文化活動振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、補助金交付事由発生後、速やかに行うものとする。

(交付申請添付書類)

第8条 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他関係資料

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により交付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする等の場合においては、青少年文化活動振興事業費補助金交付変更承認申請書(様式第2号)により市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、青少年文化活動振興事業費補助金交付中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助金の交付を受ける者は、当該補助金と重複して学校教育活動振興事業費補助金又は認定地域クラブ活動支援事業費補助金の交付を受けてはならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、青少年文化活動振興事業費補助金実績報告(様式第4号。以下「補助実績報告書」をいう。)によるものとする。

(実績報告書添付書類)

第11条 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 事業成績書

(2) 収支決算書

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払い又は前金払いにより交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 この要領により、市長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要領は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

富谷市青少年文化活動振興事業費補助金交付対照基準

補助対象大会	補 助 の 基 準 及 び 要 件
東北大会	・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・宮城県の大会に参加し、東北大会への出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。
全国大会	・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・宮城県あるいは東北での大会に参加し、出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。
世界大会（国内開催）	・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・東北大会あるいは全国大会に参加し、出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。
世界大会（国外開催）	・市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人であること。 ・東北大会あるいは全国大会に参加し、出場権を得ての参加であること。 ・主催者に技量を認められ参加要請されたものであること。

別表 2

富谷市青少年文化活動振興事業費補助金交付基準金額表

大会種別		補助対象者	補助金額	
東北大会	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 7,500円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 5,000円
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※ 50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し 全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 7,500円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 5,000円
全国大会 ※会場地が東北の場合は、東北大会の区分に準ずる。	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※ 50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し 全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円

大会種別		補助対象者	補助金額	
世界大会 (国内) ※会場が東北の場合は、東北大会の区分に準ずる。	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※ 50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 20,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 15,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 10,000円
世界大会 (国外)	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 50,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 45,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 40,000円
	団体	出場登録者 責任者・指導者等 ※50名を超える場合は、50名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助が一切ない場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 50,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一部経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 45,000円
			主催団体又は出場母体団体等より一切の経費補助がある場合（出場者に対して）	補助対象者1名につき 40,000円

備考 補助金の交付の対象となる経費が補助金額に満たない場合は、当該経費の額とする。

同一経費への補助となるため、学校教育活動振興事業費補助金、認定地域クラブ活動支援事業補助金との重複受給は認めないものとする。